



実践能力習得科 委託先募集



県内の企業、社会福祉法人、NPO法人等に委託し、その事業所の現場で、作業実習を行う訓練です。

- 訓練の実施に対し委託料を支払います。
- 訓練生への賃金の支払いは必要ありません。
- 訓練生の適性や能力を見極めることができ、有能な人材の確保ができます。

訓練目的

障がいのある方が、地域の多様な就労現場で職業訓練を受け、就労に必要な知識、技能を習得し、就職に繋げることを目的としています。

対象者

身体、知的又は精神障がい等のある方で、ハローワークに求職申込みを行い、入校までに受講指示等を受けた方

訓練期間

原則3か月以内
訓練時間は月100時間が標準です。(下限60時間)
例)1日5時間×月20日=100時間

訓練中のフォロー

・産業技術専門学校が随時事業所を訪問し、訓練状況の確認や事業所・訓練生への助言・サポートをします。

・訓練中や通所途上のケガ、訓練中に誤って人にケガをさせたり、物を壊した場合に備え、訓練生は「労働者災害補償保険」・「職業訓練生総合保険」に加入しますので、安心して訓練を行うことができます。

愛媛県立宇和島産業技術専門学校
【電話】0895-22-3410
【FAX】0895-23-6550
【担当】小野・居村



愛媛県ホームページ
「実践能力習得科」



愛媛県立産業技術専門学校
公式SNS↓



最寄りのハローワークに求人申込み

産業技術専門校に障がい者委託訓練エントリーシートを提出
※エントリーシートの提出については、産業技術専門校にご相談ください。

産業技術専門校が受講希望者とのマッチング調整

受講希望者と面接

訓練委託契約を締結

訓練開始

訓練生の雇用については、
訓練生の適性・能力を見て、判断していただけます。
また、雇用後は、ハローワーク等関係機関と
連携して定着支援を行います。

一委託料について

次のとおり訓練時間に応じた委託料(上限額)をお支払いします。



1月の訓練時間		60時間以上100時間程度
1人当たりの委託料/月	大企業	64,000円
	中小企業	96,000円

※委託料は変更になる場合があります。